

【高齢者の生きがい】

東海社会福祉科学研究所
大北 秀雄

2 高齢者の生き方

(2) 高齢者の状況

――続き――

「流れ」

(1) 自己破産の申立

債務者（自己破産したい人）が、裁判所へ必要書類、添付書類をそろえ、裁判所へ提出し自己破産の申立をおこないます。

必要書類、添付書類に不備がなければ裁判所で受理されます。

(2) 裁判所による調査

裁判所は債務者（自己破産したい人）の調査を行います。

(3) 裁判所からの呼び出し

自己破産の申立から「約1～2ヵ月後」に裁判所からの呼び出しがあります。

審尋裁判官（審問裁判官）から「負債の現状」「資産の状況」「支払能力（収入の状況）」「破産に至った経緯」「生活状況」などについて質問されます。

(4) 「破産手続開始決定」の決定

裁判所による調査、審尋（審問）の結果、裁判所に「支払不能」と判断されれば、審尋（審問）の日から数日以内に「破産手続開始決定」が下ります。

(5) 財産の処分及び「免責許可の決定」

「破産手続開始決定」が下りた場合、債務者（自己破産したい人）に売却などでお金に変えられる財産があれば破産管財人が選任され破産手続が進められますが、財産がない場合は同時廃止（同時破産廃止）となり、破産手続は終了し、「免責許可の決定」の手続きに移行します。

・破産手続開始決定が下りない場合もあります。

裁判所の調査、審尋（審問）、によって、裁判所に、支払っていくことが可能だと判断されれば、「破産手続開始決定」は下りず、自己破産できません。

※ 免責不許可事由（自己破産ができないケース）

借金を免責するかどうかについては、裁判所が判断します。免責不許可事由（借金を免責しないケース）とは、明らかに借金が当事者の身勝手な理由により出来てしまい、返済不能になったケースで、免責不許可事由は適用され、自己破産できません。

「具体的には下記の例が上げられます。」

①飲食・買い物・ギャンブルなどへの浪費

収入に見合わない飲食や買い物、ギャンブルを行っていた場合に「浪費」とみなされます。

浪費と裁判所に判断された場合は、自己破産できません。

②ヤミ金の利用

「ヤミ金」とは、法外な高金利を課す貸金業者のことです。元々、払う必要もない高額の金利を払うことにより借金を増やしてしまう行為が『免責不許可事由』に該当します。

ヤミ金と裁判所に判断された場合は、自己破産できません。

③換金行為

クレジットカードで商品を購入し、すぐにその商品を売却し（期間をおいても売却目的なら同様）、「現金化」することです（換金行為）。

換金行為をしている場合は自己破産できません

④株取引や、先物取引（商品先物、FXなど）でできた借金

株取引や、先物取引（商品先物、FXなど）でできた借金では自己破産できません。

証券取引、信用取引、債券取引、為替先物（FX）、債券先物、転換社債、ワラント債、オプション取引、CFDなど金融商品でできた借金では自己破産できません。

⑤裁判所への偽証

裁判所および裁判官へ虚偽の申告をおこなった場合、自己破産できなくなります。この点で、本来は自己破産できる条件がそろっているのに、虚偽の申告をおこない、自己破産できなくなる場合があります。

（海外に口座を作り、資産を隠そうとしても、国税当局は100万円以上の全送金を把握していますので、隠すことはほぼ不可能です。）

⑥審尋（審問）の無断欠席

免責の審尋（審問）日に債務者（自己破産の申告者）が裁判所に無断で審尋（審問）を欠席した場合は「免責不許可事由」に該当し、自己破産できません。

※「費用」

自己破産の手続きは、知識の少ない人が1人で行うには、少し難しく、手間がかかる場合があります。もちろん、弁護士（司法書士）に依頼しなければ自己破産の手続きが行えない訳でもなく、知識とやる気さえあれば、十分に自分だけの力で行うことは可能です。

自己破産の手続きは、「約 90%」の方が弁護士に依頼しています。

自己破産手続きを弁護士に依頼する場合、「報酬（費用）が高い」ことです。

自己破産手続きを弁護士に依頼すると決めた場合でも、いくつかの注意点が
ありますし、弁護士によって多少こととなります。

自己破産手続を弁護士に依頼するか、司法書士に依頼するか迷う場合があり
ますが、大きな違いは「代理権」があるかどうかです。

「例」

- ・ 具体的には、借金が 1000 万円あっても、年収が 3000 万円の人であるならば、返
済していくことは可能なので、支払不能状態ということにはなりません。借
金が 1000 万円で、年収が 150 万円の人ならば、返済するのは不可能なので、支
払不能状態ということになります。

- ・ 自己破産には、同時廃止事件と破産管財人事件とがあります。

2 つの事件の違いは、同時廃止事件は、自己破産を申し立てた人にめぼしい財
産がない場合の手続きです。

逆に、自己破産を申し立てた人に財産がある場合は、破産管財人事件というこ
とになります。

- ・ 財産がある場合は、破産管財人という人が裁判所によって選任され、この破産
管財人が自己破産を申し立てた人の財産を管理・処分することになります。

- ・ 裁判所に自己破産を申し立てるための費用として、1500 円（収入印紙）がかか
ります。

官報に掲載するための費用として約 1 万 5000 円（弁護士や司法書士がついて
いけば約 1 万 0290 円）、書類をやりとりするための郵便料金として、4000 円（郵
便切手）前後を納めることになります。

この金額は、各裁判所によって多少異なります。

- ・ 破産管財人事件の場合、破産管財人が選任されます。

この破産管財人への報酬として、約 50 万円程度かかります。

ただし、弁護士や司法書士がついていけば、約 20 万円程度になります。

破産管財人の報酬も、各裁判所によって多少異なります。

- ・ 自己破産の手続きを、弁護士や司法書士にお願いすると、弁護士や司法書士に
報酬を支払います。

弁護士や司法書士の報酬は、各事務所によって違いがあります。

一般的には、弁護士であれば 20 万円～50 万円、司法書士であれば 15 万円～30
万円程。

- ・ 自己破産に関しては、司法書士は代理人となることができないので、弁護士に
頼むより、ややご自身でやるが増える可能性があります。

- ・ ご自身で自己破産手続きをやり、同時廃止事件（めぼしい財産がない場合）な

らば、1500 円+約 1 万 5000 円+約 4000 円=約 2 万 0500 円前後で済むと考えられます。弁護士や司法書士にお願いすると+15 万円～50 万円になります。破産管財人事件（めぼしい財産がある場合）になった場合は、ご自身でやられるなら+50 万円、弁護士や司法書士にお願いする場合なら+20 万円となります。

「自己破産後」

自己破産をすると、債権者だった金融機関から金を借りることができなくなる可能性が高いです。

当該債権者でなくとも、通常の金融機関は数年間お金を貸しません。また、クレジットカードは 7 年間～10 年間作ることができません。

「個人の自己破産申請数（最高歳集計）」

年度	申立件数
平成 10（1998）年	105,468 件
平成 11（1999）	122,741
平成 12（2000）	139,281
平成 13（2001）	160,419
平成 14（2002）	214,633
平成 15（2003）	242,377
平成 16（2004）	211,402
平成 17（2005）	184,294
平成 18（2006）	165,917
平成 19（2007）	148,276
平成 20（2008）	129,508
平成 21（2009）	126,265
平成 22（2010）	120,930
平成 23（2011）	100,486